

港区環境基本計画

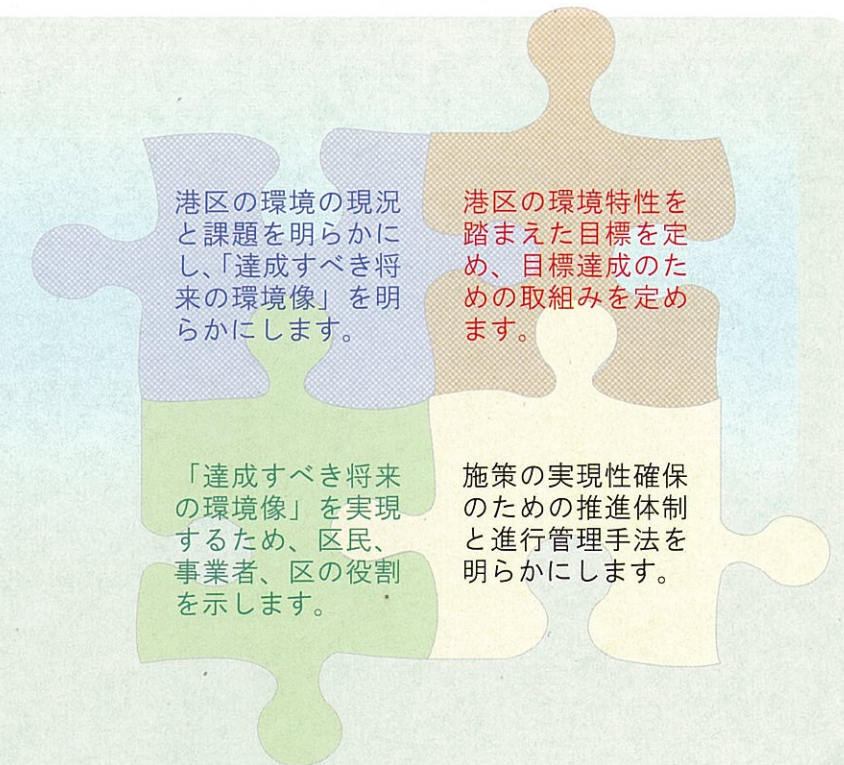
平成21(2009)年度～平成30(2018)年度

- 概要版 -



■ 計画の役割

この計画は、区が達成すべき将来の環境像を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を示すものであり、4つの役割を担います。



■ 港区の目指す環境像

区民、事業者とともに連携、協働し、港区が抱える都市特有の環境問題の解決をはじめとし、あらゆる側面で環境に配慮した環境にやさしく持続可能な社会への変革に果敢に取り組み、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した「居住環境都市みなと」の実現を目指します。

【目指す環境の姿】

居住環境都市みなと

計画の目標を達成すると港区は・・・

- ◆ 温室効果ガスの排出が少ない環境にやさしい社会が実現するとともに、環境負荷の少ないまちづくりが行われています
- ◆ 区民一人ひとりが資源を大切にし、ごみの排出が少なくなります
- ◆ 豊かな緑や、自然に配慮した水辺が形成されています。それに伴い、鳥などの野生の生き物が身近に感じられます
- ◆ 身の回りに緑が増え、また路上でのポイ捨てマナーが守られた快適な環境となります
- ◆ 歴史・文化などを活かし、趣や風格のある街並みがなお残り、景観の質を維持しています
- ◆ 空気がきれいで、健康で安全な生活環境になります
- ◆ 古川や運河の水がさらにきれいになり、親しみのある水辺となります
- ◆ 区民一人ひとりの環境に対する意識が向上します
- ◆ 多くの事業者が環境に配慮した活動を行い、さらに、事業者が連携した取組みが進められています
- ◆ 港区は環境監視を的確に行い、区民や事業者に有用な環境情報を提供しています

■ 計画の期間

計画の期間は、平成 21 (2009) 年度を初年度とする 10 年間とします。

平成 21 (2009) 年



- ◆ 地球温暖化問題など長期的な取組みが必要な課題に対しては、将来を見すえた基本的な方向性を示し、計画期間を超えて進めるものとします。
- ◆ 定期的な点検・評価による進行管理の結果を踏まえ、必要に応じた施策の見直しを行います。
- ◆ 「港区環境マネジメントシステム」により、進捗状況及び目標の達成状況を点検・評価します。その結果に基づき庁内組織において、目標値や達成年度などの施策目標の見直しを行います。

■ 施策の展開

I 気候変動による人類存続の危機への対応

詳細は、本編 29～55 ページ

地球規模で環境に影響を与える温暖化や資源の枯渇など、人類・生物の存続の危機となる最も深刻な環境問題への対策を区民や事業者との協働のもとで、取り組んでいくことが必要です。

地球温暖化対策の推進 29 ページ

- 民生業務部門からのエネルギー消費削減の実現
- エネルギー消費の少ない機器の普及による家庭からの温室効果ガス排出量の削減
- 公共交通機関の利用拡大による運輸部門の温室効果ガス排出量の削減
- 新エネルギーの導入
- みなと区民の森づくりなど二酸化炭素排出削減のための仕組みづくり
- 地球温暖化の進展により生じる影響に対する適応策の検討

ヒートアイランド対策の推進 38 ページ

- 建築物のエネルギー消費量と自動車利用の削減による都市排熱の削減
- 緑化の推進と保水性舗装や高反射率塗装などの技術を利用した温度上昇の抑制
- 風の道に配慮した都市構造への誘導

循環型社会の構築 47 ページ

- 家庭で一人一日タマゴ一個分のごみ削減
- 集団回収量の拡大
- 資源プラスチック回収の実施
- 分別の徹底(資源混入率 10% 削減)
- 少量排出事業所で 10% 以上削減
- 多量排出事業所で 30% 削減

注) には、本編のページ数を示しています。

II 健康で安全な生活環境の確保

詳細は、本編 56～73 ページ

良好な居住環境を確保していくためには、区内の大気や水質、騒音、振動などを良好な状態に保つための取り組みを推進することはもとより、事業者への適切な指導が必要です。また、建物の密集化、高層化など都市化が進むことに伴う、風害や光害などの新たな問題に対しても発生を防止するための配慮が必要となります。

さらに、事業者などが使用している有害化学物質の適正な管理などを推進することが必要です。

良好な大気環境の保全 56 ページ

- 自動車からの排気ガスを減らすことによる大気汚染の改善
- 要請限度超過地点での自動車交通騒音の改善要請

良好な水環境の保全 61 ページ

- 古川のしゅんせつなどによる水環境の改善
- 清流復活に向けた古川の浄化対策の推進
- 運河の水質の改善

良好な居住環境の形成 65 ページ

- 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭などの公害防止指導の徹底による良好な居住環境の形成
- 日照障害、電波障害、風害、光害、低周波音などの新たな問題への対応

有害化学物質の適正な管理 70 ページ

- 化学物質の適正な管理の推進と情報の収集などによる環境リスクの把握
- 土壌汚染対策の充実
- アスベスト対策の推進

注) には、本編のページ数を示しています。

III 質の高い魅力的な都市環境の形成

詳細は、本編 74～92 ページ

豊かな緑の保全、創出や、自然に配慮した水辺の形成など、港区の都市環境をより良好なものとするための取り組みを推進し、快適で質の高い居住環境の実現を目指すことが必要です。

豊かな緑の保全と創出 74 ページ

- 緑化基準の強化と指導内容の充実による緑被率のさらなる向上
- 生物の生息に配慮した緑と水のネットワークの形成
- 屋上や壁面などの都市空間を効果的に利用した緑化の推進
- 保護樹木・樹林の指定

自然に配慮した水辺の形成と水循環の構築 83 ページ

- 古川や東京湾岸などでの自然環境に配慮した水辺整備への協力と要請
- 区内の公園などの水辺でのビオトープの整備
- 雨水浸透施設や透水性舗装などの雨水浸透の推進による健全な水循環系の構築
- 湧水の保全

都市景観に配慮したまちづくりの推進 90 ページ

- 地域環境美化活動の推進
- みなとタバコルールの推進
- ごみ散乱防止の強化による集積所の美化対策の推進
- 培われてきた景観の継承と、魅力ある景観づくりの推進

注) には、本編のページ数を示しています。

IV 分野横断的に取り組む施策

詳細は、本編 93～106 ページ

環境教育、環境学習の推進や区民、事業者の環境保全活動の促進、環境情報の提供など分野横断的に取り組む施策については、区民や事業者の環境に配慮した行動の促進を目指すことが必要です。

環境教育、環境学習の推進 93 ページ

- エコプラザの利用促進や環境学習講座、パネル展示などによる環境教育、環境学習の機会の創出
- 自然とふれあう「みなと区民の森づくり事業」の推進
- 次代を担う児童・生徒への環境教育、環境学習の推進

区民、事業者の環境保全活動の促進 97 ページ

- 参加者の増加による「みなとエコポイント制度」の促進
- 地球温暖化を防止し、持続可能な社会を構築するための新たなライフスタイルモデルの検討
- 事業者間の連携強化による環境保全活動の促進
- 企業が集積した港区の特性を活かした環境ビジネスモデルの検討
- 他の自治体との交流の推進
- 環境影響評価制度の推進
- 区の率先した環境保全活動の推進
- 地域や区民との協働による環境保全活動の推進

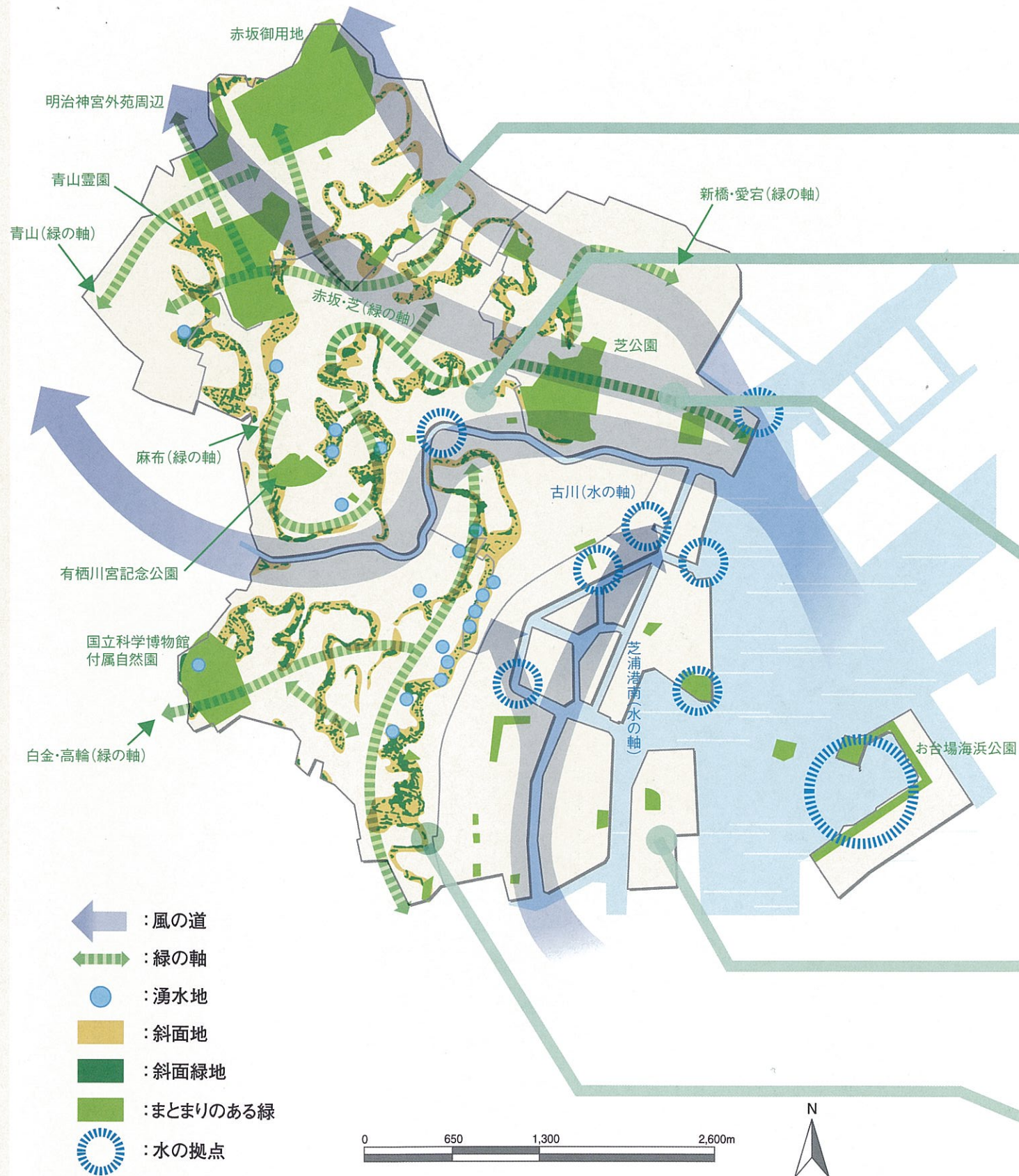
環境情報の提供 104 ページ

- 環境監視体制の整備と充実
- 積極的な環境情報の提供
- 計画の進捗状況の公表

注) には、本編のページ数を示しています。

■ 将来イメージ図

- ・大規模な緑地などを緑の拠点として活用し、街路樹などを活かした緑の軸を形成することで緑の連続化を図ります。
- ・区民に憩いをもたらす水の拠点を形成するとともに、古川や臨海部の運河沿いの整備により水の軸を形成します。
- ・海からもたらされる涼風と、緑がもたらす冷涼な空気を市街地に導いていくため、高浜運河、芝浦運河、古川等を軸に風通しの良い市街地を形成します。

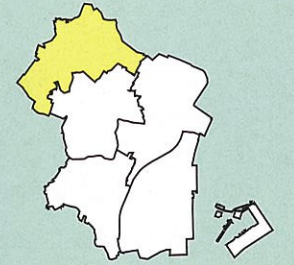


■ 地区別指針

地区別に環境指針を定めることで、地域の社会的・自然的条件に応じた環境配慮が行われることが期待できます。

赤坂地区

- まちづくりへの参加機会の拡大
- まちづくり支援制度の整備・充実
- 公園を地域の資源として活用し、利用者が快適に過ごすことのできる公園づくりの推進
- 身近な場所でのわかりやすい環境学習講座の開設などによる地球温暖化に向けた取組みの推進
- 多様な主体との協働によるタバコルールの周知など環境美化の取組みの強化



麻布地区

- 大名屋敷の面影を残す有栖川宮記念公園など歴史・文化の継承
- 水辺空間の親水化
- レクリエーションの場、災害時の避難所となる公園などの計画的な推進
- 保水性舗装の推進
- 区有施設の屋上緑化・壁面緑化の推進



芝地区

- 区民や事業者との協働による公園などの公共施設の整備・維持管理の推進
- 都市型水害の低減へ向けた透水性舗装、雨水浸透枡などの整備の推進
- 公共・民間施設の緑化の推進
- 道路緑化の推進、樹木の保全の推進
- ヒートアイランド対策につながる舗装などの整備の推進
- みなとタバコルールの推進



芝浦港南地区

- 運河と海辺を活かすとともに、生物の生息にも配慮した地域の魅力となる公園の整備推進
- 水辺の散歩道の整備による緑と水のネットワーク形成
- ベイエリアマップ（環境版）の作成・配布による環境意識の向上
- エコスクール計画（環境教育充実、学校施設緑化、新エネ導入）の推進による環境意識の向上
- 公共空間の美化活動を推進し、清潔で暮らしやすいまちづくりの推進



高輪地区

- 歴史的資源や自然的資源を活用した魅力あるまち並みの形成
- 地域住民との協働による樹木の保護や緑化の推進
- 良好な環境を目指し、区民や区内で活動する団体などとの協働による地域環境美化の推進
- 地域住民が地区の歴史・文化に触れる機会の拡充による郷土意識の育成
- 古川への親水性、アクセス性の向上



■ 計画の方針

港区の目指す環境像を実現するため、港区の特性を踏まえた 4 つの方針に基づき、取組みをすすめます。

I 気候変動による人類存続の危機への対応

- ▶ 平成 17(2005)年度における港区の温室効果ガス排出量は平成 2(1990)年度比で 30%増加し、特に排出割合の高い民生業務部門対策を中心とした取組みが必要です。
- ▶ 区内では、ヒートアイランド現象が確認され、熱環境の改善、人工被覆対策が必要です。
- ▶ 十分に進んでいないごみの減量と、資源の循環利用の一層の促進が必要です。

II 健康で安全な生活環境の確保

- ▶ 一部環境基準を超えることのある大気環境の改善が必要です。
- ▶ 良好な水環境を実現するため、古川や運河の水質の一層の改善が必要です。
- ▶ 良好な居住環境を実現するための近隣公害対策や風害などの新たな問題への対応が必要です。
- ▶ 化学物質に係る事業者の対策が適正に行われるよう指導などを行うことが必要です。

III 質の高い魅力的な都市環境の形成

- ▶ 着実に増加している緑被率の目標達成とより質の高い緑を確保するため、緑と水のネットワーク形成が必要です。
- ▶ 生物の生息や水の循環に配慮した水辺の形成や湧き水の保全などによって水を大切にす意識の啓発に努めます。
- ▶ ごみなどが路上に落ちていない快適なまちの実現と、区の資源を活かした魅力ある都市景観づくりが必要です。

IV 分野横断的に取り組む施策

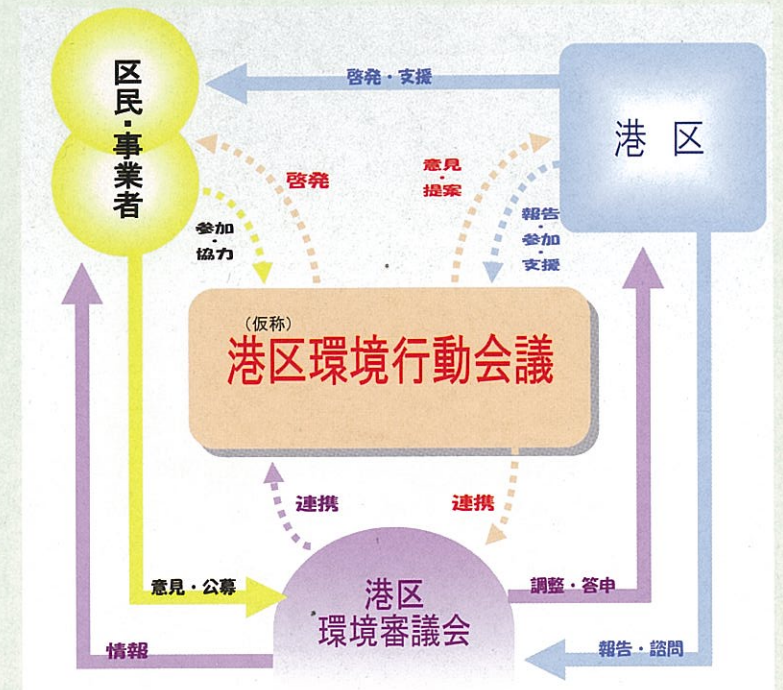
- ▶ エコプラザの利用促進など、環境教育、環境学習の機会の創出が必要です。
- ▶ 区民や事業者の環境保全活動の一層の促進が必要です。
- ▶ 区民などの環境に対する理解の増進を図るため、的確な情報の提供と、環境の状態の把握が必要です。

目指す環境の姿
**居住環境都市
みなと**

■ 推進体制

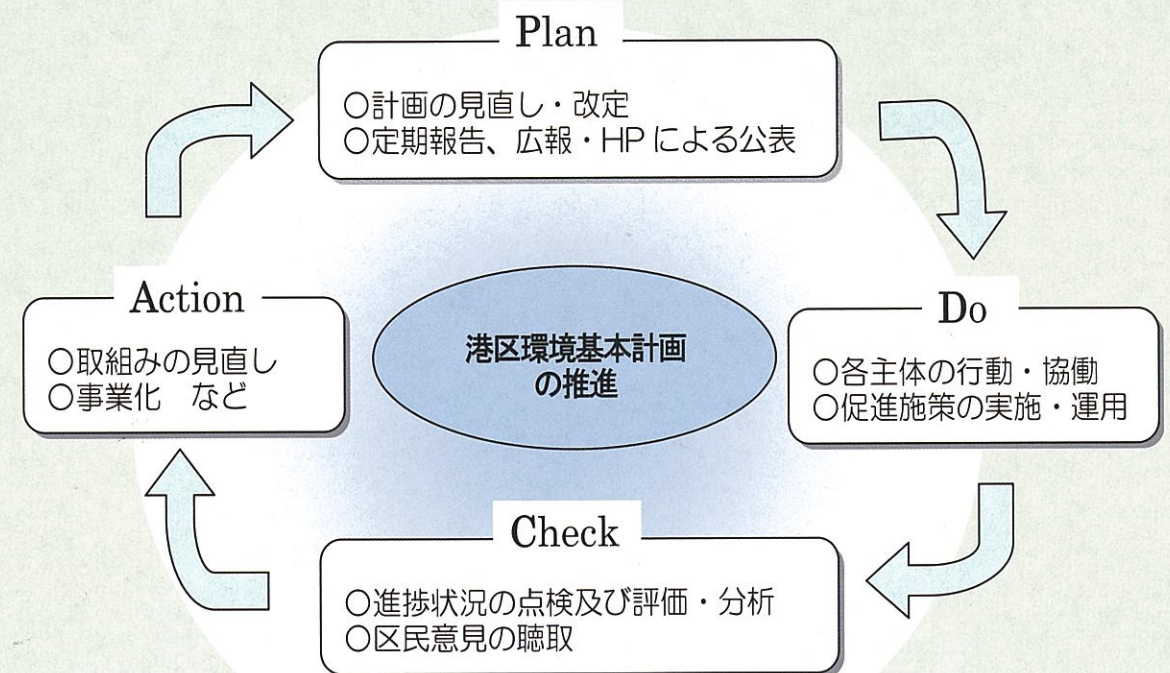
この計画の推進には、区民、事業者などの積極的な参加が必要です。このことから、区民、事業者や環境保全のための活動を行っている各種団体と区のパートナーシップにより計画を推進するため、「(仮称)港区環境行動会議」を中心とした体制をつくります。

「(仮称)港区環境行動会議」は、協働による環境保全活動の実施や区に対する意見・提案、環境基本計画の進捗状況の評価などを行います。



■ 進行管理

この計画を実効性のあるものとするため、目標の達成に向けて、計画に基づく取組みの進捗状況について、定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表します。



問合せ先

港区環境・街づくり支援部環境課
tel: 03-3578-2111 (代表)

発行番号 20225-5281